

見附市保育料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月7日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第13号

見附市保育料規則の一部を改正する規則

見附市保育料規則（昭和62年見附市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

- 7 市が定める保育料の額が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を超える場合、保育料の額は、当該政令で定める額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。